

山梨県公報

第二千四百八十三号

平成二十七年

一月九日

月 曜 日

目次

○救急病院等の認定	七三
○道路の供用開始	七三
○道路の供用廃止	七三
○道路の区域変更	七三
○農用地利用配分計画の認可の申請	七四

告示

山梨県告示第三十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年二月九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正明

名 称	所 在 地
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番の二

二 認定期限

平成三十年二月六日

山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所において、この告示の日から平成二十七年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町平林字下川原一四六〇番の一地先から南巨摩郡富士川町春米字北山二六〇一番の一地先まで	九四・九	平成二十七年二月十日

山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用廃止の期日
一般国道	四一一号	北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五地先から甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	六三一・〇	平成二十七年二月九日

山梨県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一五一八番地先から 南巨摩郡身延町下田原字日向一五六九番の 一地先まで	一一・六〇 三六二・九	九・三〇 三六二・九	一二五・〇

公 告

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
賃借権の設定等を受ける土地	堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字久根ノ内四十五番外三十四筆	四五、一二三三

佐藤 秀次	都留市	都留市大原字大原九十九番一外四筆	六、四八七
月見 政治	都留市	都留市川棚字原の裏百五十七番一外一筆	九、〇二三
岡 清	山梨市	山梨市牧丘町倉科字平起五千二百二十六番	一、一五一
渡邊 年男	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西裏六千三百三十四番	一、二八四
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	山梨市牧丘町柚口字炭穴三百三十七番	一、三八八
有限会社さくらファーム	北杜市	北杜市長坂町日野字姥久保三千三百九十八番外十七筆	三三、四五六
大和田 貞二	北杜市	北杜市長坂町日野字上日野三千三百五十八番	三一、三四六
井上 能孝	北杜市	北杜市長坂町日野字姥久保二千三百三十二番外九筆	一一、二六一
農事組合法人清栄	北杜市	北杜市高根町箕輪新町字道満五百十二番外三筆	四、〇六三
生沼 行弘	北杜市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千三百七十三番外一筆	四、九八一
石渡 毅	北杜市	北杜市高根町五町田字竹の内千三百五十番外三筆	二、六八四

東 正隆	北杜市	北杜市小淵沢町字大六天二千四百二十一番一外一筆	二、四二八
菊島 史登 菊島 真希	笛吹市	笛吹市石和町下平井字南門五百六番外二筆	二、七三三
有限会社マ ルサフルー ツ古屋農園	笛吹市	笛吹市一宮町塩田字徳門百七十七番一外一筆	九五二
内藤 善仁	甲州市	甲州市塩山小屋敷字神明千三百三十番一外四筆	二、二一四
武井 正文	甲州市	甲州市塩山上塩後字高林五百二十四番外二筆	三、一二五
白川 光正	甲州市	甲州市塩山下小田原字小池二百七番一	一、一五六
雨宮 健一	甲州市	甲州市勝沼町等々力字天神道北千七百八十四番一外二筆	一、七三〇
伊東 敏雄	甲州市	甲州市塩山千野字飛石四千九百三十九番一	七一一
内田 信良	甲州市	甲州市勝沼町菱山字南庄屋敷二千三百七十八番	一、三〇四
株式会社フ レボファー ム	東京都新宿区	南アルプス市鏡中條字中河原四千三百四十四番一外百十八筆	三四、八〇四

（詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。）
 二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

- 2 期間
この公告の日から平成二十七年二月二十三日までの山梨県の休日を含め、
（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日
 - 3 時間
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 三 意見書の提出先等
- 1 提出先
二の1に掲げる場所
 - 2 記載事項
（一）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（二）利害関係の内容
（三）意見
 - 3 提出期限
平成二十七年二月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番